

■ 基本的な考え方

劇場や観覧場、集会場等には、出入口から容易に到達でき、かつ観覧等しやすい場所に、車椅子使用者が利用できる客席のスペースを設けます。

■ バリアフリー整備基準

内容		関連条項	対象規模
一般基準	①車椅子使用者用部分の数は、客席の総数(A)に応じて、次の数以上を設けているか ・ $A \leq 400$ 席の場合: 2 以上か ・ $A > 400$ 席の場合: $A \div 200$ 以上(切り上げ)か	令 15	劇場等 別表第1
	②車椅子使用者用部分1につき、幅 90cm 以上、奥行き135cm 以上の空間を確保しているか	国告107 3	
	③客席の床は、平坦であるか		
移動等円滑化経路	①(1)~(3)の車椅子使用者用経路を移動等円滑化経路としているか (1)道等から劇場等の車椅子使用者用部分までの経路 (2)劇場等の車椅子使用者用部分から車椅子使用者用便房までの経路 (3)車椅子使用者用駐車施設から劇場等の車椅子使用者用部分までの経路	令19	別表第1

■ 参考とすべき基準

内容		関連条例	対象規模
車椅子使用者用客席	①車椅子使用者用部分は、車椅子使用者が選択できるよう2箇所以上の異なる位置に分散して設置しているか	条 25 県告 498	劇場等
	②同伴者用の客席等を設置しているか		
	③床の端部に脱輪防止用の立ち上がりを設置しているか(他の客席等より高い位置にある場合に限る)		
	④車椅子使用者の視線が、前後の客席等の位置、高低差及び観客により、遮られない設定をしているか。		
	⑤車椅子使用者用部分に通ずる客席等の通路のうち1以上は、内法幅を 120cm 以上とし、区画 50m 以内ごとに 140cm 角以上の転回スペースを設置しているか		
	⑥車椅子使用者用部分に通ずる客席等の通路に高低差がある場合は、次に定める構造の傾斜路及びその踊場を設置しているか (1)傾斜路は、階段に代わるものは幅 120cm 以上、階段併用では幅 90cm 以上となっているか (2)傾斜路は、勾配 1/12 を超えていないか(ただし、高さが 16cm 以下の場合にあっては、1/8 を超えていないか) (3)高さが 75cm を超える傾斜路にあっては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場を設置しているか		

■ バリアフリー整備基準の解説

<一般基準> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解説	参照条文等
① 車椅子利用者用部分の数	<p>●車椅子利用者用部分の数は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・客席が400 以下の場合:2以上を設置する。 ・客席が400 超の場合:全客席総数×1/200 以上(切上げ)を設置する。 <p>客席:床に固定された椅子を有する席(移動可能な席、スタッキングチェア、画面と連動して動く席などは含まない)</p> <p>◇車椅子利用者用部分の数は、次のとおりが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・客席が100以下の場合:2以上を設置する。 ・客席が101~200の場合:全客席総数の2%以上を設置する。 ・客席が201~2,000 の場合:全客席総数の1%+2 以上を設置する。 ・客席が 2,001以上の場合:全客席総数×0.75%+7 以上を設置する。 ・客席が200を超える場合には、2か所以上に分散して設ける。 	<p>令15</p> <p>誘9の2-1</p>
②空間	<p>●車椅子利用者用部分は 1 につき、幅 90cm、奥行き135cm 以上とする。</p> <p>◇通所の車椅子よりも大きなリクライニング式の車椅子等の利用者にも対応するため、奥行き 140 cm以上の車椅子利用者用部分を設けることが望ましい。</p> <p>◇車椅子のまま利用できる観覧スペースは、平坦とし、手すりを設置する。</p>	<p>令15</p> <p>国告1073</p> <p>【図1】</p>
③床面	<p>●車椅子利用者用部分の床は水平とする。</p>	<p>令15</p> <p>国告1073</p>

<移動等円滑化経路の基準> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解説	参照条文等
① 移動等円滑化経路	<p>●(1)~(3)の車椅子利用者用経路を移動等円滑化経路等とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)道等から劇場等の車椅子利用者用部分までの経路 (2)劇場等の車椅子利用者用部分から車椅子利用者用便房までの経路 (3)車椅子利用者用駐車施設から劇場等の車椅子利用者用部分までの経路 	<p>令 19</p>

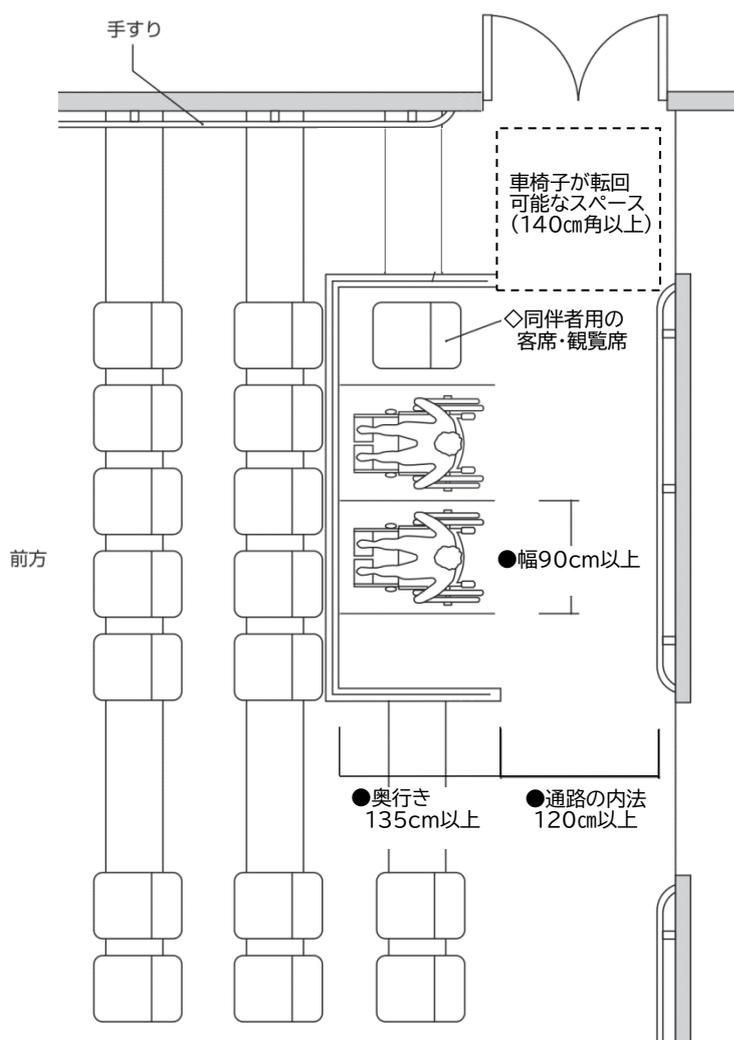
■ 参考とすべき項目

<車椅子使用者用部分> ◇望ましい基準

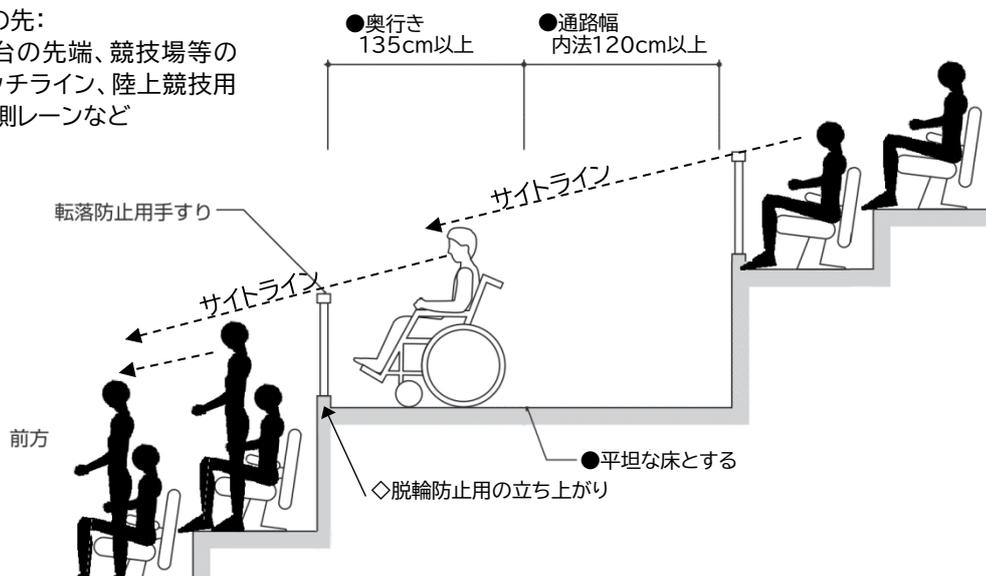
項目	解説	参照条文等
① 車椅子使用者用部分の配置	<p>◇車椅子使用者用部分は、車椅子使用者が選択できるよう2箇所以上の異なる位置に分散して設置する。</p> <p>◇車椅子使用者用部分は、隣接して分散させて設ける。</p> <p>◇スポーツ観戦が想定される施設では、試合を行う 2 チームの応援に配慮し、両チーム応援できるような位置に分散して車椅子使用者用部分が配置されていることが望ましい。</p> <p>◇座席のいくつかを取り外し可能な構造としておくことで、スペースを確保することも考えられる。</p>	県告498
② 同伴者用客席	<p>◇同伴者(介助者、家族、友人等)用の客席等を確保すること。</p> <p>◇車椅子使用者の同伴者席は、車椅子使用者用部分に隣接して設ける。</p>	県告498 標2-13.2.3.5 国告1295
③ 立ち上がり	<p>◇車椅子使用者用部分は、床の端部に脱輪防止用の立ち上がりを設ける。</p>	条25-2 【図1】
④ サイトライン	<p>◇前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮し、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトラインに配慮する。</p> <p>◇サイトラインは、舞台やスクリーン、競技スペースの形状や位置により異なるので十分に配慮する。</p> <p>◇車椅子使用者用部分の前面に設ける手すりの高さは、サイトラインに十分に配慮する。</p> <p>◇建築物の構造等により、車椅子使用者用部分からのサイトラインが確保しにくい場合、車椅子使用者用部分と前席との位置をずらし、前席の人の肩越しにサイトラインを確保できるよう、計画・検討する。</p> <p>◇コンサートやスポーツ観戦が想定される施設では、前の席で観客が立つことを想定して高低差を設置するよう、計画・検討する。</p> <p>◇車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とする。</p>	標2-13.2.3.3 誘9の2-1

項目	解説	参照条文等
⑤⑥ 客席通路	<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子利用者用部分への通路は、50m以内ごと及び末端付近に車椅子の転回に支障がない場所(140 cm角以上)を設ける。 ●踏面と段鼻(滑り止め)は、色のコントラストの差を大きくする等により、段を識別しやすいものとする。(参照: II 施設整備の配慮事項及び設計事例集 1 弱視者向けの施設整備の配慮事項及び設計事例集) 	令19-2-3-0 標2-13.3.1.1.3
観客席・客席	<ul style="list-style-type: none"> ◇観客席・客席のひじ掛けや手すりは、車椅子利用者の移乗を想定し、高齢者や障がい者等が利用しやすい跳ね上げ式や水平可動式とすることが望ましい。 ◇上映時間以外は、客席・観覧席の照度を十分確保することが望ましい。 ◇乳幼児連れや知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者等の多様な利用者に配慮し、気がねなく観覧できる区画された観覧室を設けることが望ましい。 ◇車椅子利用者用部分を出入口に近い最前列や最後尾に設ける場合、防災や防犯上の避難動線等に配慮する。 ◇車椅子利用者用部分には1以上のコンセントを設置することが望ましい。 	
舞台	<ul style="list-style-type: none"> ◇客席・観覧席の通路から舞台への通路に段差は設けない。段を設ける場合は、段差解消機や階段手すり等を設置し、高齢者や障がい者等が支障なく舞台上がれるよう配慮する。 	標2-13.3.1.1.3
楽屋	<ul style="list-style-type: none"> ◇通用口や劇場内の通路等から楽屋、控室、舞台等に至る経路は、高齢者や障がい者等の円滑な移動等に配慮したものとする。 ◇楽屋・控室(便所、更衣室・シャワー室を含む。)は、高齢者や障がい者等の円滑な移動等に配慮したものとする。 ◇楽屋・控室側のトイレは、車椅子利用者用便房等を設置することが望ましい。 	標2-12.4.1
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◇施設の規模や利用者の状況など必要に応じて、難聴者の利用に配慮した磁気ループ・FM 送受信装置などの集団補聴装置を設ける。 ◇聴覚障がい者の利用に配慮して、OHP(オーバ・ヘッド・プロジェクター)等の使用可能な設備を設ける。 	標2-13.3.1.4

図 1 観客席の整備例



サイトラインの先：
劇場等の舞台の先端、競技場等の
最も近いタッチライン、陸上競技用
トラックの外側レーンなど



■ 参考図

図 車椅子使用者用部分の設置イメージ(国住街第 78 号技術的助言参考資料より抜粋)

複数の客席を設ける場合	
車椅子使用者用部分の設置イメージ	
車椅子使用者用部分の箇所数	客席① 200席の客席 2箇所以上 客席② 200席の客席 2箇所以上 客席③ 600席の客席 3箇所以上

図 車椅子使用者用部分の設置イメージ(国住街第 78 号技術的助言参考資料より抜粋)

<車椅子使用者用部分までの経路のイメージ>

客席の出入口から車椅子使用者用部分までの経路のうち、
一以上を移動等円滑化経路の基準に適合させる。

